

令和 7 年度第 1 回 湖西市子ども・子育て会議 会議録

(日時：令和 7 年 10 月 22 日 14：00 から、場所：新所子育て支援センター)

(こども政策課長 長田)

こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回湖西市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきますこども政策課長の長田と申します。

よろしくお願いいたします。

では座って進行させていただきます。

最初に会議の開催にあたりまして、こども未来部長の戸田からご挨拶申し上げます。

<こども未来部長 戸田 あいさつ>

(こども政策課長 長田)

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第 2 でございます。

今回、委員の改選がございます。

湖西市公立幼稚園こども園 PTA 連絡協議会の前任上野様の後任に、中村恵子様。

湖西市保育士会前任の杉江様の後任に、微笑こども園園長の河田宗康様。

湖西市校長会から前任の東小学校校長の藤井様の後任に、知波田小学校校長の木戸脇佳代様をお願いすることになりますので、ご報告させていただきます。

新しい委員の任期につきましては、前任委員の残任期間であります令和 8 年 3 月 31 日までとなっておりますので、交付させていただいた委嘱状のご確認をお願いいたします。

それでは中村様、河田様、木戸脇様の順に自己紹介をお願いいたします。

<各委員あいさつ>

(こども政策課長 長田)

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

時間の都合上、他の全ての委員の方々のご紹介は省略させていただきます。

申し訳ありませんが、新任の 3 名様におかれましては、添付資料の委員名簿の確認をいただきたいと思っております。

また、これまで当会議の副会長をお願いしておりました湖西市保育士会の杉江様が河田様と交代されましたことから、新たに副会長を選任しておく必要が生じました。

副会長は会長と同様に互選することになっておりますが、どういたしましょうか。

(大田委員)

事務局一任でどうですか。

(こども政策課長 長田)

ありがとうございます。

今、「事務局一任」の声をいただきましたので、事務局案といたしましては、前任と同じく湖西市保育士会から参加いただくことになりました河田様にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

<異議なし>

(こども政策課長 長田)

ありがとうございます。

では河田様に副会長をお願いしたいと思います。

河田様におかれましては席の移動をお願いいたします。

<河田委員 席移動>

(こども政策課長 長田)

それでは議事に入る前に本日使用する会議資料を確認させていただきます。

机の上にお配りさせていただいた資料でございますが、まず A4 縦の次第、裏面が名簿になっていきます資料が 1 枚。

続きまして、教育・保育の量の見込み【必須】の資料が A3 の横で 1 枚。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業【必須】となっている資料が 1 枚。

そして地域子ども・子育て支援事業【行動計画】こちらが両面印刷 3 枚のページの資料が 1 部。

続きまして、「入所待ち児童解消策の見直しについて」こちらが両面の印刷資料が 1 枚。

最後に「こども誰でも通園制度」A4 横、こちら 6 ページの資料です。不足のある方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

新しい委員の方におかれましては、本年策定いたしました「湖西市こども計画」と前年度までの計画であります「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を配布させていただいておりますが、今本日も持ちでない方がいらっしゃったらお渡しできますがよろしいでしょうか。

(こども政策課長 長田)

それでは会議を進めていただきます。

本日の会議は湖西市子ども・子育て会議運営要領の第 4 条に基づき公開とさせていただいております。

本日傍聴される方がいらっしゃいますので、報告をさせていただきますが、傍聴される方におきましては、受付でご確認いただきました会議運営要領第 5 条に基づく注意事項を守って、傍聴いただきますようご協力をお願いいたします。

また、本会議につきましては、議事録を作成、公開いたしますので、録音させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

次に会議の成立について報告させていただきます。

本日一般公募委員の柴田委員と榊原委員が所要により欠席されております。

全委員 10 名のうち 8 名の出席をいただきまして過半数の出席を得ておりますので、条例第 5 条第 2 項により本会議が成立していることを報告させていただきます。

（こども政策課長 長田）

続きまして次第 3 の議事のほうに移らせていただきます。

議事につきましては会長が進行をすることになっておりますので、ここからは柴田会長のほうに進行をお願いしております。

よろしくお願いします。

（会長 柴田委員）

それでは議事を次第に沿って進めさせていただきます。

よろしくお願いします。

議題の（1）、子ども・子育て支援事業計画の令和 6 年度の実績について、まず計画への掲載を法律で義務付けられています「教育・保育の量の見込み」について、令和 6 年度の実績の確認をしていただきます。

保育幼稚園課の所管でありますので、説明をお願いいたします。

資料の指示をしながらご説明をお願いします。

（保育幼稚園課長 水野）

保育幼稚園課です。

必須項目の「教育、保育の量の見込み」について説明させていただきます。

最初に、用語の説明として、表の一番左、「区分」欄で 1 号認定、2 号認定、3 号認定、その右側「数値区分」欄で①量の見込み②確保の内容等の文言がありますので、簡単に説明します。

まず「区分」について、1 号認定とは 3・4・5 歳児のこどもで幼稚園とこども園の幼稚園部、2 号認定とは 3・4・5 歳児のこどもで保育園とこども園の保育部、3 号認定とは 3 歳未満のこどもで保育園とこども園の保育部となります。

次に、数値区分について、①量の見込みとは幼稚園・保育園・こども園へ入園を希望するこどもの推計人数です。

②確保の内容とは、市内の教育・保育施設で受け入れができると見込んだ人数、すなわち定員の計画値です。

①②は第 2 期子ども・子育て支援事業計画に記載されている計画値です。③需要量とは、年度末時点の在園児数に入所待ちとなっている申込者数を加えた数です。④提供量とは、年度末時点に保育施設が受け入れすることができた人数である利用定員数を指しています。

なお、令和 6 年度の①量の見込み、②確保の内容については、第 2 期計画の中間年度である令和 4 年度に見直しを実施しています。

それでは令和 6 年度の実績について説明いたします。

表の中央をご覧ください。

まず 1 号認定についてです。

計画値の 436 は、入園を希望する児童数の量の見込みです。これは保育園・幼稚園・こども園に在園している人数及び入所待ち児童数から算定し、計画値としています。

その下の 899 は園児を受け入れられる定員の合計で、「確保」の人数になります。

「計画値」の右の行「実績」の最上段の 406 は実際に入園した人数を表す「需要量」で、727 は提供量となります。

2 号認定については、580 人の見込みに対し、612 人の定員確保を計画しました。

実績は 604 人の需要量に対し、提供された定員は 571 人でしたので、33 人分の定員が不足したという状況です。

3 号認定についてですが、令和 5 年度までは国の手引きに基づき、1 歳と 2 歳を合算して集計していましたが、手引きが見直され令和 6 年度より 1 歳と 2 歳を分けて集計しています。

左側数値区分欄に「特定教育・保育施設」とありますが、これは認可を受けた保育所とこども園を指しています。

「特定地域型保育事業」とは、認可を受けた小規模保育事業や事業所内保育事業を指しています。計画では 0 歳 86 人の入園見込みに対し 100 人の定員確保を見込んでいましたが、入園を希望する需要量 100 人に対し 91 人の提供でしたので、9 人分の定員が不足していたという状況です。

また、1 歳は 181 人の入園見込みに対し 145 人分の定員確保を見込んでいましたが、176 人の需要に対し 147 人の提供でしたので、29 人分の定員が不足、2 歳は 188 人の入園見込みに対し 162 人分の定員確保を計画していましたが、190 人の需要に対し 164 人分の提供でしたので、26 人分の定員不足となりました。

令和 5 年度との比較は、1・2 歳の合計欄をご覧ください。

以上、教育・保育の量の見込並びに提供体制・確保の内容については自己評価を「C」「計画を下回って実施」としました。

入園できる定員を示す「確保の内容」が不足しているのは全国的な問題ではありますが、湖西市では多くの他市町と同様、民間園を中心に「弾力的な定員運用」により、面積基準・配置基準の範囲内で、国基準である「定員の 120%まで」拡大して受入れを行っています。

令和 6 年度末時点の弾力的な定員運用による入園児は 63 人でしたので資料にはありませんが、今、定員の不足数とお伝えした数、すなわち入所待ち児童数の合計 97 人のうち 63 人は実際に入園できていることになります。しかし、弾力による入園者数は計画の数値上に計上できないという国のルールがありますので、資料の実績値には含まれておりません。

「事業実施にあたっての課題、今後の展望」については、令和 6 年度は 1 号認定では十分に、また 2 号認定では需要量に近い提供量を確保することができましたが、3 号認定につきましては、提供量が需要量に満たないため、定員の見直し等により量の確保に向けて検討が必要であると考えています。

なお、不足する提供量を補うため、公立こども園 2 園においても令和 5 年 4 月から日額制で継続的に利用できる緊急一時預かり事業を実施しています。

令和 6 年度は 2 園それぞれ 3 人ずつの定員を設定し、利用率は 91.7%と高いニーズがありました。

これを踏まえ、今年度は4月から定員を倍にしたところ、9月末までの利用率は2.8%となっています。

希望する園への入園が一定数できていると考えることもできますが、ニーズの傾向をよく分析して今後に生かしてまいります。以上でございます。

（会長 柴田委員）

ありがとうございました。

この項目について、事前の質問はありませんでしたけれども、今、ご説明を聞いていて、改めて質問をしてみたいなということがありましたら、ご質問どうぞ。

（会長 柴田委員）

すみません、一つ、私からさっきおっしゃっていた97人不足しているところ、まあ、弾力的な120%運用で63人は入園できたということですけど、余ってしまった34人はどうされているのでしょうか。

（保育幼稚園課長）

34人については、入所待ちとなっております。

（会長 柴田委員）

はい、わかりました。

（会長 柴田委員）

他に、ご説明聞いてなにかご質問ありますか。よろしいでしょうか。また後から思いついたら言っていたら結構かと思います。

では、次に進めます。

地域子ども・子育て支援事業の基本的な記載事項として必須項目となっている内容ですが、これらの事業が3つの所管に分かれているようですので、こども未来課、保育幼稚園課、教育総務課の順で、それぞれご説明をお願いいたします。

ご説明の際に、実績の評価の理由等、あるいは課題展望、今後の展開における対策等について、ポイントを押さえてご説明いただけるとありがたいと思います。

それではこども未来課からお願いいたします。

（こども未来課長 野原）

はい、お願いします。

こども未来課です。

ではこども未来課よりご説明をさせていただきます。

まず、「ファミリー・サポート・センター事業」でございます。

ファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員という「育児に困っている人」と、提供会員という「育児の手助けをしてくれる人」との相互援助活動に関する連絡調整等を行うことによりま

して、地域における育児の相互援助活動を推進するものになっております。

（会長 柴田委員）

すみません。

資料のどこを見るといいですか。

（こども未来課長 野原）

申し訳ございません。

「地域子ども・子育て支援事業【必須】」と書かれている A3 の縦長の資料になります。

お手元にございますか。

こちらの資料の右のほうに所管が書いてありまして、こども未来課は、真ん中あたりから下のほうにずっとこども未来課の担当になっておりますので、ちょうど真ん中あたりの一時預かり事業、ファミサポ事業、トワイライトステイ事業と書いてあるところから下の説明をさせていただきます。申し訳ありません。

それでは、ファミリーサポート事業は真ん中の今のところとその下にファミサポ事業（就学時）、その下に病児保育事業、ファミサポ事業と、この 3 つの部分がファミリー・サポート・センター事業に関わる部分でございますので、そちらをまとめてお話しさせていただいております。

こちらを見ていただきますと、未就学児の実績が昨年度よりも減少しておりますが、依頼件数自体が減少しているというところの表れでございます。

また就学児のところの実績も減少していますが、こちらは令和 5 年度に塾の送迎などで継続的に利用していた方たちが卒業したことによるものになっております。

（会長 柴田委員）

すみません。数字を押さえていただけますか。

（こども未来課長 野原）

もう一回、真ん中の一時預かり事業、ファミサポ事業（トワイライト）と、真ん中のセルの未就学児のところにいきます。

未就学児のところですが、実績が 591 人となっております。

黒い三角で 109 人減少となっておりますが、そちらが依頼件数が減っているというところ です。

その下の就学児のところですが、就学時の「③需要量」のところ 267 人に対して「提供量」267 人ですが、前年度を見ますと 514 人になっておりまして、そちらのほうは、継続的に利用していた方が卒業したというところから来ております。

現在の傾向としまして、依頼する方が他の預かりサービスが充実してきていたりですとか低年齢からの入園によるもので、こちらのファミリー・サポート・センター事業に対しての依頼が減少しているというのが実情かと思っております。

今後の課題としましては、減少はしているものですが、依頼したい方も実際にはいらっしゃる いま すので、受けられるだけの提供会員の確保というものが難しくなっているというところが課題と 考えております。

それでは次にその下の「ショートステイ事業」についてご説明させていただきます。

こちらの事業は、児童の養育が一時的に困難となった場合などに宿泊を伴う養育を行うものでございます。

本市では、市内に実施可能な施設を持たないために、令和 5 年度より市外の 4 施設と委託契約をしております、施設側に空きがあった場合の利用となっております。

令和 6 年度につきましては、2 つの家庭の利用の希望がありまして、施設側の空き状況とも合致しましたので、そちらに④の提供量 13 となっておりますが、延べ利用日数が 13 日となっております。

こちらの事業は、さまざまな事情で緊急に利用したい事態となったときに、預け先としての受け皿の確保が必要となりますので、現在委託している市外の施設のほかに、今後は近隣の里親への委託などの検討も進めていきたいと考えているところでございます。

そして、次に「地域子育て支援拠点事業」でございます。

この事業は、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や育児相談などを実施するものです。新しい子育て支援センターのオープンにより現在の 3 か所となっております。

令和 6 年度の来館者数は、そちらの見込み量が 20,784 人となっております。対しまして実績値がその隣の 21,885 人となっております。

令和 5 年度の実績値よりは大幅に減少しておりますが、それは新居小学校へ場所を移しました学童保育の利用が、「のびりん」ではなくなったということによります。

新たな子育て支援センターの開設後の動向を見ますと、既存の新居子育て支援センターの利用者数はそのまま減少することなく、お住まいの地域の近くに子育て支援センターができたことで、今まで利用していなかった方も利用するようになったことがうかがわれます。

月に 1 回、各子育て支援センターの担当者が集まって連絡会を行っておりますが、引き続き連絡体制を整えながら、気軽に利用できる子育て支援の場となるように努めてまいりたいと考えております。

次に「利用者支援事業」についてです。

この事業は、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、それぞれのニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるように支援していくといったものです。

基本型とこども家庭センター型と 2 つ書いてありますが、基本型としましては、新居子育て支援センターにて今までも実施しておりましたが、令和 7 年度からはこども家庭センター型として児童及び妊産婦に対する切れ目のない支援をするようにしております。

こちらは令和 6 年度の実績値ですので、この時はセンター設置の準備期間となっております。

次に乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問ですけれども、一つ飛ばしまして、一番下が妊婦検診についてでございます。

こちらこの 2 つの事業は妊婦の数および出生数が減少していることから提供の量も減少しておりますが、対象となる方々への実施はできております。

そして最後下から 2 番目の「養育支援訪問事業」についてです。

この事業は、養育が特に必要な家庭に対して子育てについての知識や経験のある支援者が訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保するといったものです。

令和 6 年度は該当する家庭はありませんでしたが、こども家庭センターで受けた相談者が必要となったときに利用できるよう、支援者の確保とともに、利用しやすい事業の仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

こども未来課からは、以上でございます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

ご質問あるかと思いますが、後でまた 3 課をまとめてお聞きしたいと思います。

では続いて保育幼稚園課、お願いいたします。

（保育幼稚園課 水野）

同じ表の太枠 2 段目の段になります。「時間外保育延長保育事業」についてご説明いたします。

令和 6 年度実績値は、量の見込 358 人に対し確保の内容 450 人分でした。

実績値は 270 人の需要量に対し 450 人分の提供量でしたので、確保環境として充実していますので自己評価については「A」としています。

次の下の段になります。

「一時預かり事業（幼稚園型、在園児対象型）」でございます。

これは在籍する幼稚園で教育時間終了後に実施する一時預かりです。

令和 6 年度計画値は、量の見込み 7,124 人に対し、確保の内容は 10,000 人分でした。

実績値は 6,348 人の需要量に対し 10,000 人の提供量でしたので確保環境としては充足していますので自己評価については「A」としています。

在園児対象型の一時預かりは令和 6 年度、鷺津幼稚園、岡崎幼稚園、新居幼稚園、しらゆりこども園全 4 園で実施しました。通常の教育時間終了後以外にも、利用者のニーズを受け、公立園では夏休み等の長期休園日における一時預かりを実施しています。

その下の欄「一時預かり事業（幼稚園型、在園児対象型を除く。）」について説明させていただきます。

これは家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児をこども園等で一時的に預かる事業です。

令和 6 年度公立園における「在園児対象型を除く一時預かり」は、岡崎幼稚園、新居幼稚園のこども園 2 園で実施しました。

利用者のニーズに対応できるよう、今後も実施してまいります。

自己評価は「B」としています。

現在、全ての特定教育保育施設での実施ができている状況ではありませんので、実施園の拡大や保育需要の選択肢として、また緊急一時預かりの拡大など制度の充実に努めてまいります。

一つ飛ばしまして下の「病児保育事業」です。

現在、提供体制の確保が見込めないため計画の設定は行っておりません。

このため自己評価は「E」としています。

現在のところ事業化には至っていない状況ですが、新たな保育体制を整備する中で、医療機関との連携や在園児以外の受入体制について調整を行うなど事業実施に向けて調整を進めてまいります。

す。保育幼稚園課からは以上でございます、

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

先ほどのこども未来課のご説明で、評価のことに触れておられませんが、表の今のところに順番に B とか A とか書いてあるのが行政側の自己評価の欄ですね。よろしくお願いします。
では続いて教育総務課お願いいたします。

（教育総務課長 藤井）

教育総務課です。

「放課後児童健全育成事業」、いわゆる放課後児童クラブの令和 6 年度実績についてご説明いたします。資料は一番上となっております。

本事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の居場所を提供するものであります。

こどもたちが学年を超えた友達とともに遊びを通じて、充実した放課後を過ごせるよう、市内 12 クラブ、16 単位で実施しております。

そのうち 9 単位は地域の小学校内で運営をしております。

これまでの計画としまして、令和 5 年度には岡崎小学校内の放課後児童クラブにおいて、定員の適正化及び受入人数の増加を目的に専用施設を新設し、従来の 1 単位から 3 単位へ拡充いたしました。また、鷺津小学校区では、新たに 1 単位を増設しております。

令和 6 年度は、新居地区の児童クラブが、4 月から子育て支援センター内から学校内の専用施設へ移設しました。

実績としましては、②の確保の内容、令和 5 年度の計画値 544 人に対し、令和 6 年度の実績値は 673 人と上回りました。

一方、③需要量、令和 6 年度で 750 人に対しては 77 人の待機児童が発生しております。よって、自己評価は「B」といたしました。

この課題に対応するため、長期休暇期間のみ利用を希望する児童へのニーズに応える形で、一時的な児童クラブを開設いたしました。

その結果、新居小学校区内の空き教室で 6 人の児童を受け入れることができ、有効な対策であることが確認されました。令和 7 年度も引き続きこの取り組みを継続いたします。

今後も、働く保護者が安心して児童を預けられる環境づくりを推進してまいります。

説明は以上となります。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。ご説明を必須項目ということで触れていただいていたものについてご説明いただきました。

3 課にわたっておりますので、各ご発表の中で疑問に思われたこと等ご質問がありましたら、どうぞ。

（会長 柴田委員）

すみません。

私がお聞きしますけど、まずこども未来課さん、ファミサポで他に預けるところのサービスが充実し始めたらしいのでというお話でしたけれども、他の預かりはどういうところがありそうですか。

（こども未来課長 野原）

保育園やこども園で行っている一時預かり事業の数値が増えていたものですから、以前よりかもそういったところで預け先を考えている方がいたりとか、あと入園がかなって入園できる方がいたというところで、少し利用依頼数自体が減っているのかな、ということを考えております。以上です。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

ショートステイの利用者がいらっしやったみたいですけど、どのような理由で預けられたのかおっしゃっていただける範囲内で教えていただけますか。

（こども未来課長 野原）

家庭児童相談の分野ですね。やっぱりお母さんに困りごとがあったという相談を受けたときにこういったものを紹介しましたら、使ってみたいという方がいらっしやったので使うようになりました。

（会長 柴田委員）

そのお母さんを預けるときの理由は、ちょっと難しいですかね。

（こども未来課長 野原）

そうですね。

こちらでは控えさせていただきます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

最後の放課後児童クラブについてですが、保育園くらい基準があって弾力的に 120%までは見ていいというような放課後児童クラブとしての定員に対して弾力的にどこまで見ちゃうんだろうということになりますけれども、どうでしょうか。計画値が 129 のところ、2 年生 204 まで実績があったりしますが、どこまで広げちゃっていいというふうになっているか、もし何か基準があれば、無いなら無いでどうでしょうか。

（教育総務課長 藤井）

教育総務課です。

基本的には、国が定めた運用指針の中に一応概ねというようなかたちで、基本的には1クラブで40人体制なんですけれども、基本的には10%ぐらいというふうに考えているんですけれども、ただこれ、例えば今の現状学年もバラバラにしてるところとか、あとはもう1クラブは学年で揃えてるところがあるので結構バラつきがあるんですが、そういう意味でも今、キャパ的には十分に増やしている余裕があるものですから、そこを弾力的に10%と言いつつも、概ねですので弾力的に運用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

すみません。ついでに分からないのでお聞きしますが、保育園だと例えば1歳児3人に対して保育士という基準があると思うんですけど、放課後児童クラブの場合は、お子さんの数に対して指導員何人とか決まりがあったんですか。

（教育総務課長 藤井）

基本的にはクラブ、これもクラブ運用の指針に決まってるんですけども、一応支援員資格のある支援員を一人とあと補助員1人と大体2名をつけるようにという基準でやってます。

以上でございます。

（会長 柴田委員）

2名は確保してあるけど、その人数は少ないほうも大きいところもあるんですね。

（教育総務課長 藤井）

そのとおりでございます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

はい他の委員会の方、どうでしょうか。何かここまででご質問は。どうぞ。

（田中委員）

労福協の田中です。

ご説明ありがとうございます。

全ての課の説明に対してなんですけど、基本的にこの計画値と実績値の差がすごい気になるんですけど、本来であれば昨年ベースとかの数字に対して計画を練られると思うんですけど、その計画値と実績値の差というのはどのような感じで算出されているのかな、というところの計画値を教えていただきたいかなと思います。

（会長 柴田委員）

はい、ご説明をお願いします。

これ、計画を作成するためにある算出の方法が決まっているので、なかなか理解しづらいか、と思いますがこの辺のご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

（保育幼稚園課 尾崎）

すみません。

代表して、保育幼稚園課からお答えさせていただきます。

全体としての回答とさせていただきますけれども、ここにある必須項目とかですね、国のほうで計算式が決まっております、基本的にはその計算式に基づいて算出をしております。

これも直接アンケートをして仕事の状況だとか、そういった色々な情報をもとに国のほうで計算式があるんですけれども、それだけではなくて、それに加えて地域の実情を加味して数字を出すという形になっておりますので、基本的には最初第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、先ほど少し触れましたけれども、令和4年度に中間の見直しを行った、その令和4年度に計画していた数値が計画値になりますので、毎年改定をしているものではないということはまずご承知いただければと思っております。お願いします。

（田中委員）

ご説明ありがとうございます。

つまり昨年の数字の実績を基にしているわけではなくて、決められた計算式のもとで計画書を出している、という認識であっていますか。

（保育幼稚園課 尾崎）

はい。

（田中委員）

ありがとうございます。

（会長 柴田委員）

今もご説明ありますけど、アンケートを取って放課後児童クラブに預けたいですかって親御さんに聞いてあって、その聞いた数を算出した元の数字に現状を加味した計算式があって、そこで当てはめているみたいな仕組みになるんですね。

他どうですか、ここまでのところでご説明について疑問・質問よろしいでしょうか。

実績ですのでこうだったと言っていたくと、こうだったんだと思いますけれども。

次に地域子ども・子育て支援事業の任意記載事項についてです。

こちらは法律で記載が義務付けられているものではないのですが、行動計画として今後の市の指針を掲載していただいています。

これは7年度の展望として、事業の継続なのか変更なのか、廃止なのかという方向性も書いてあります。事前に見ていただいていることになっておりますが、その点ではご質問なかったようですけれども、改めてここで聞いてみていただいて、ご質問があれば出していただきたいと思いますけれども、ダーッと並んでいますので見るのは大変ですけど、「廃止」した事業とか「検討」し

ますという事業とか「継続」がたくさんあるんですけども、いかがでしょうか。

資料としては今の必須の後からの何枚かですね。よろしいですかね。

報告がきちんと義務付けられている必須事項以外のものですのでたくさんありますけれども、計画策定時は全部こういうことについて検討がして、これからこうしていきますという方向性が示されていて、見直しの段階でさらに継続なのか変更なのか廃止なのかみたいなことが書かれているかと思います。また後で聞かせていただくので、ご発言ください。

<発言なし>

（会長 柴田委員）

では議題全体の（1）を今のところ終わったわけです。

一旦承認の採決をしていただかなければいけないので申し上げます。

今までここまでのしっかり説明がありました令和6年度事業実績について、承認すると考える方は、挙手をお願いします。

<挙手全員>

（会長 柴田委員）

よろしいですかね

では、挙手が認められますので、議題の（1）子ども・子育て支援事業計画の令和6年度の実績については承認されました。

なお、本年度より新たに「こども計画」の計画期間が始まります。

ただ今承認されました子ども・子育て支援事業計画が包括されていますので、半年ほど経過をしておりますが、市におかれましては引き続き計画をもとに事業を的確に進めていただけますようお願いいたします。

これちょっとわかりにくいご説明になったりすると思いますけど、国の計画って一つの計画が終わったら次の計画というのにきちんとしなかったり、前の計画はまだやっているのに、また次の計画が途中からかぶってきたりして、前の計画に含まれちゃってるみたいな現象が起こっているんですね。なので今の説明になっています。

今後はこども計画という名前で進められていくということになっております。

（会長 柴田委員）

では次に議題の（2）で、子ども・子育て支援事業計画における人口推計及び事業への影響についてです。

まず人口の現状と保育の量と確保等について報告があるようですので、保育幼稚園課からご説明をお願いいたします。

（保育幼稚園課長 水野）

それでは説明いたします。

資料は、A4 縦の「入所待ち児童解消策の見直しについて」でございます。

昨年度末にご審議いただき完成しました湖西市こども計画ですが、令和 6 年度に生まれたこどもの数が前年度の 307 人から 250 人と 57 人、全体の 2 割近くも減少することとなりました。

策定したこども計画には、計画期間である令和 11 年度までのこどもの人口推計を掲載していましたが、この数値が実態と大きくずれが生じることから、令和 6 年度の出生者数減少を加味して新たに人口を推計しました。

資料の 1、人口推計をご覧ください。

各年度 4 月 1 日時点の年齢別人口を示していますが、令和 7 年度当初の計画で記載していた推計人口とゼロ歳で大きなズレが生じました。

これを当初の計画と同様の方法により算出しました。

ゼロ歳については、「女性こども比」により算出しております。それ以外の年齢は、過去の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法を用いています。

出生者数を表すゼロ歳は、令和 8 年度には一定の回復を見せますが減少していく見込みです。

それぞれの年齢で各年度当初の計画よりも 10 人以上減少する見込みとなっています。

修正した人口推計をもとに、「教育・保育の量の見込み」について再計算しました。資料中段の表になります。

この表は、こども計画 95 ページの認定部分 1 号、2 号、3 号それぞれの量の見込みと確保量、充足率を示した表について、定員確保数から入園見込み数を引いた充足数にポイントを絞り、現行の計画と再計算した量の見込みを比較したものです。

なお、こども計画 95 ページの表は、令和 10 年度当初に 100 人から 130 人規模の民間保育施設新設を加味した数字になっていますので、今回の資料では民間保育施設新設分の定員確保数を抜いた数値を「現計画」の欄に示させていただいています。

再計算の方法は、第 2 期計画期間である令和 2 年度から令和 6 年度までの期間における人口に対する教育、保育の実績から利用率を求め、その傾向と推計人口から導いています。

まず、保育の必要性がある 3 歳以上の部分である 2 号認定では、現計画では令和 11 年度末まで充足数はマイナスとなる見込みでした。

この区分では保育ニーズは上昇傾向であるものの、令和 9 年度以降に人数の少ない令和 6 年生まれが当てはまることもあり、再計算の結果、令和 9 年度には保育施設の新設がなくても定員は充足する見込みとなりました。

保育の必要性がある 3 歳未満の区分である 3 号認定では出生数の減少に加え保育ニーズは減少傾向にあり、こちらも現計画で充足数のマイナスが続く見込みだったゼロ歳児が、対策なしに令和 11 年度末にはゼロとなり、定員が充足する見込みとなりました。表の 11 年度末の段になります。

一方 1・2 歳は再計算後の令和 11 年度末まで定員の不足が続く見込みとなりました。

出生数の減少に比例して当然 1・2 歳人口も減少していますが利用率は増加しています。

令和 2 年度から 6 年度までに、1 歳は 51.3%から 59.9%と 8.6%上昇、2 歳は 59.1%から 66.7%と 7.6%増加しました。

現計画では、計画最終年度の令和 11 年度末時点で 2 号、3 号の各年齢で入園見込み数に対する定員確保数が不足する見込みだったところ、予想外の人口減少により 1・2 歳のみ定員が不足する見込みとなりました。

再計算した教育・保育の量の見込みに基づいて定員数の不足により入所できない児童、すなわち入所待ち児童の解消に向けた課題の要点を整理してみました。資料の3番でございます。

1 つ目に、計画期間の令和 11 年度末までに定員の不足が見込まれるのは 1・2 歳児のみだということです。

現計画で予定している 100 から 130 人規模の保育施設を新設した場合、自然に定員が充足しているゼロ歳や 3 から 5 歳の定員が過度に余剰することになります。

2 つ目は 1 つ目とつながるものですが、市全体として定員が余っている状態でゼロ歳から 5 歳までの 6 年保育の保育施設を新設した場合、園児確保の競争が激化することは確実です。

これは新設した園でも同じことが危惧されます。

園児だけでなく、現在は保育士の人材確保も非常に困難な状況で既存の保育施設でも大きな課題です。こういった競争が民間保育施設の経営に影響を与えることが懸念されます。

3 つ目は、定員の弾力運用により計画上の確保量に含められない、実際には入所しているが入所待ち児童数として計上することになっている児童が約 60 名いるということです。

定員を超えて入所できる制度で、民間保育施設にとっては経営のメリットにもつながるため、多くの園で利用されていますが、国のルール上、計画の定員に計上することができないため、実際には入所しているにもかかわらず入所待ち児童として市は計画上の対策をしなければなりません。

4 つ目は、現計画で示している保育施設新設を進める場合、人口や保育施設の所在のバランスから建設候補地域となり得る鷺津・新居地区について、保育施設を建設できるような大きな土地が確保しにくいという点です。

市も、提供できる適当な土地は有しておりません。保育施設の新設に興味があるという複数の業者からも、適当な土地が見つからないという声を聞いています。

裏面をご覧ください。

これらの課題を整理し、保育幼稚園課としましては、現行のこども計画に示した 2 つの入所待ち対策のうち、定員 100 から 130 人規模の民間の保育施設の新設を見直したいと考えております。理由としましては、人口推計の見直し量の見込みの再計算の結果、少子化の進行により定員の充足数が増加して予想される入所待ち児童数が当初の計画より減少する見通しとなったこと、もう一つの理由として、7 月になりますが、市内 9 つの民間保育事業者から市に対して新規民間園公募の中止を求める要望書が提出されております。先ほど課題として挙げましたとおり、計画どおりの保育施設設置は既存保育施設への影響が大きく、市内の保育体制のリスクが懸念されますので、この要望を軽んじることは適切でないと考えています。

入所待ち児童としては 1・2 歳に限定するものと見込んでいたことから、この確保量を計画期間である令和 11 年度までに充足させるための対策を精査し、計画を見直す必要があります。

既にいくつか案としては検討はしているところですが、現時点でそれをお示しすることができる状態ではありませんので、コストや実現可能性、長期的な市の保育体制を見据え、年内を目途に案を整理してまいります。

5 つ目、今後のスケジュールとしまして、今月下旬に市内民間保育事業者との意見交換を予定しています。

不足する 1・2 歳児の定員を確保するためどのような方策があるのか、少子化の進行も踏まえた長期的な視点でのご意見をいただきたいと考えています。

対策案の実現可能性やコストも踏まえ、年内には複数の案を一つに絞ってまいります。

ちなみに、開催が見込まれる第2回子ども・子育て会議の間にて、対応策に関するご意見をいただきご承認いただけましたら、こども計画の変更を県へ申請してまいります。

場合によっては、会議前に書面にてご意見を伺う可能性もございます。

そして、令和8年4月以降、対策の内容にもよりますが必要な時期に順次対応策を実行してまいります。

以上、昨年度末に完成しましたこども計画ではありますが、人口減少は予想以上に急速に進行しています。実情に即した計画となるよう早期に見直し、入所待ち児童の解消につなげられるよう対策を講じてまいります。

以上でございます。

（会長 柴田委員）

保育幼稚園課からご報告いただきました。

人口推計が一番基になりますが、他の項目にも影響がある可能性がありますけれども、現時点で影響が考えられる事業項目がありましたら、まず市のほうから何か追加がありましたら、ご説明をお願いします。

（こども未来課長 野原）

すみません。こども未来課ですけれども、今のお話の人口推計の変化というところの影響なんです。赤ちゃん訪問、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦検診のような人口にそのまま数字が反映されるような事業の見直しが必要かと思っておりますので、そちらの方を精査していきたいと考えております。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございます。人口が減っていくけど、ニーズが増えるみたいな。1・2歳児の問題とか、ゼロ歳児の問題とかありますので、なかなか計画が細くて難しいところだなと思いますが、ここまでの説明でご質問等ございますか、どうぞ。

（会長 柴田委員）

人口推計の数字なんですけど、これはコーホート変化率法、ある方法によって算出をしなければならぬのでこうなっちゃうのかもしれませんが、例えばゼロ歳児、令和7年度当初の計画が294、実績が242、50人も減っているわけですね。で、その出生の数字が令和8年度から280に、またガーっと40ぐらい増えていますが、これ、増えるというのはどういう予測でこうなっているんでしょう。何か要因として単純な計算式だけじゃない要因があるからということなんじゃないかな。

（保育幼稚園課 尾崎）

お答えさせていただきます。

基本的にはゼロ歳ですので、女性子ども比を使っているんですけども、実績からしまして今年度ですね令和7年4月から令和7年9月までに生まれたこどもの数ですけれども、130人となっ

ております。令和 6 年度の上半期同じ期間に生まれたこどもの数よりも増えておりまして、その一昨年 5 年中の数に近い数字が実績として出ておりますので、そういったところも踏まえて少し令和 6 年度中の出生数よりは回復する見込み、というふうに考えております。以上です。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

その実績が増えたんだらうなということが数字からわかりましたけど、なんで増えたのか考えておられますか。

（保育幼稚園課 尾崎）

そこはまだ分析中というか、本当に令和 6 年度に生まれたお子さんの数がいきなりぐっと減りまして、というところはまだ原因としては具体的にこれというものはちょっとつかめていない状況になります。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

少子化の問題を考えていく上で、何か増えた要因があるだらうなということが、今後の人口減少に向けて歯止めをかける何らかの手段でなるかもしれないと思いますので、これらの子育て支援施策が充実して、湖西市に住んでいれば大丈夫だと思ってどんどん生んでみようと思ったというのが一番望ましいとは思いますが、何か上半期にそれだけ産んでいたという実績があるのは何らかの理由があるのかな、というふうに考えます。

なかなか人口推計どおりではいけないという現実があったりしますので難しいと思いますが、より適切な、こうなってきますと、全国的に少子化ですので生まれた子どもがより丁寧に育てられる環境にはなれるわけですので、そこら辺が丁寧に、今後の行政においても子育て支援を考えていただきたいなと思いました。他に何かご質問よろしいですか。

（会長 柴田委員）

はい、それでは次にその他として、「こども誰でも通園制度」という制度が行われていきますけれども、その説明について保育幼稚園課からお願いいたします。

（保育幼稚園課長 水野）

はい、ご説明いたします。

資料は、A4 用の両面 3 枚綴りのものです。

資料の表示には「湖西市乳児等通園支援事業」とありますが、こちらが法律上の正式名称になります。「こども誰でも通園制度」は通称ですが、こちらの名前で通常はご存じだと思います。

法律で令和 8 年 4 月から全ての市町村で利用できるよう、現在国や地方自治体で準備を進めております。

めくっていただいて、資料 2 ページに制度の概要を示しています。

国では、制度の目的を「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備すると

もに、全ての子育て、家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化する」としています。こどもの育ちを第一目的として、こどものための制度であるということが強調されています。

利用条件としては施設ごとに事前面談が必須となっています。

国の制度としては、国が月 10 時間を上限としており、保育所等と異なり、就労していなくても利用できる制度です。

1 時間あたり 300 円程度を利用者が負担するものとされています。

利用対象者は、保育所、こども園、幼稚園等に通園していない、0 歳 6 か月以上満 3 歳未満のこどもというのが原則ですが、年齢については施設ごと、自治体ごとにも設定できるとされています。

親子通園も可能とされていますが、基本的にはこどもを対象施設に預けるサービスです。

現在も保育施設等で実施されている一時預かりとの違いは、保護者の立場からの必要性ではなく、こどもの育ちを応援することが主な目的とされている点です。

なお、1 時間あたりの利用者負担額を含め、現時点でも国が制度を調整中で未確定な部分が多いのが実情です。

料金などの予算的な情報は 12 月の提示が予定されているなど、今後順次決定周知されていくとのこと。

資料 3 ページをご覧ください。

サービスは国が定めた大原則の中で自治体や実施施設ごとに内容を変更できるものとなっています。

実施方法として余裕活用型と一般型の区分があります。

余裕活用型は保育所等の空き定員の枠を利用するもので、保育所等としての入園児が増えることと、こども誰でも通園制度としての利用者受入枠が増えていきます。

一般型はこども誰でも通園制度専用で定員を設定します。

保育施設等では、入園児の定員に必要な施設面積などをこども誰でも定員に確保する必要があります。

受け入れるこどもの年齢や時間枠などは施設ごとに設定が可能とされています。

制度の基準は 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳未満ですが、1 歳以上のみ受け入れる、などといった選択も可能です。

利用パターンは、特定の施設のみを継続的に利用する場合、様々な施設を柔軟に利用する場合その両方の場合と設定することができます。

食事を提供するかどうか施設ごとに選択できます。

お子さんと一緒に施設を利用する親子通園の実施も可能ですが、親子通園を利用の条件とするとはできないとされています。

こども誰でも通園制度では、特別な支援が必要なお子さんを積極的に受け入れるよう指導がされています。

ただそれぞれ受け入れには人材や設備等も必要となりますので、それぞれ受け入れるかどうかをあらかじめ設定することが可能です。

キャンセルポリシーや緊急対応等については、原則自治体の方針を定めることとなっています。

資料 4 ページをご覧ください。

こども誰でも通園制度の運用にあたっては、国が無料で総合支援システムを開発しています。使用するかどうかは自治体ごとに選択できますが、湖西市ではこちらを使用して事業を進めてまいります。

利用者の予約管理や、こどもの情報や利用状況などのデータ管理、事業者による市町村への請求書発行など、こども誰でも通園制度を利用者・事業者・自治体の間で連携して運用できるシステムとなっています。

次の5ページに、システムを利用した利用の流れについて図で示してあります。

左上がスタートですが、利用者の利用申請に対して市町村が審査し利用認定をすると、利用者は個人情報を登録できます。

利用者は利用する事業所を選択し、事前面談について事業者と調整し、事前面談が終わると実際に施設を利用できるようになります。

事業者は利用の様子をシステムに入力して記録し、利用が終わると市区町村に対して公費分の利用料を請求します。

こういった一連の調整をすべてシステムで行うことができます。

資料6ページをご覧ください。

こども誰でも通園制度では、実施事業所による計画の策定と利用状況の記録が義務付けられています。

こどもの育ちを応援するという目的を達成するため、事前面談に基づき一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画を策定し、実際に利用した記録は、各利用事業所や自治体の間で活用されます。

湖西市では、こども誰でも通園制度を民間・公立合わせて6施設制度で実施予定です。

民間施設の中には、まだ実施すると決めていないが検討中のところもあります。

公立施設としては新居と新所の子育て支援センターで実施している「のびのび預かり保育」をリニューアルして実施する予定です。

市内の事業展開の情報は、年明け1月には広報できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、こども誰でも通園制度のご説明でしたが、冒頭でも申し上げたとおり、まだ国でも調整中の内容が多い状況ですので、国の動向を見ながら令和8年4月の利用開始に向け着実に準備を進めてまいります。

以上でございます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

ご説明いただきましたが、こども誰でも通園制度についてご質問等ありますでしょうか。

よろしいですかね。

感想になっちゃいますけど、誰でも通園制度とか誰でも入れてもくれるのかみたいなニュアンスで聞こえちゃいますけど、月10時間で限定があると、例えば週1回2時間で8時間、週1回、1回ずつ使っくらい利用のしようしかないなという感じですね、条件が。

お試し保育の長期版みたいなのに使えるのかもしれませんがね。

これからの制度でちょっと実際にどういうふうに使われるかはあまりピンときませんがね。

はい他にどうでしょうか。

全体を通じてちょっと聞き忘れたことがあるなどか。ご意見としてこんなこと言いたいことがあるんだけど、などありましたら委員の方からのご発言お待ちしておりますがいかがでしょうか。

（河田委員）

他市の子ども・子育て会議の議事の内容を見ていたりしますと、保育の質にこだわったようなテーマの議題や、それを向上するためにどういったことができるのかというような内容のものもございました。

実際に不適切保育の問題もあります。そういったところを対策、よりよくこどもたちが幸せに保育されるようにするために、やはり保育の質というのは欠かせないものかと思います。

各園それぞれすごく努力しているものでございますが、やはり人材不足であったり、また潤沢に人を雇うことができないという部分もございまして、人手不足という問題もあり、本当にそういった質の向上の中で、質を向上するために各園に人材を充足していこうという中で、特に今各園の民間園にいろんな思いを聞きましたが、発達が気になる子の保育がとても対応をしていく中では、人手が足りなくなってしまうような意見もございまして、それが原因でなかなか多く受け入れられないような思いも聞いたことがございます。

そういった発達が気になる子に対して、例えば他市の会議の内容ですと、そういった子に対する専用の職員を雇うための補助金が付いたりとか、ただ非常に財源も大きくなってしまふことなので、市としてもいろいろと考えていつもいただいているんですけれども、なかなか難しい問題だなと思いつつ、どうしても本当に一対一で向き合わなきゃいけない子に丁寧にやっていくためにも、どうしても人手不足というのがあるものですから、そういった部分を何かこう見られるといいないつも思いながら、なかなか難しい問題かなと思っております。

以上でございます。

（会長 柴田委員）

ありがとうございました。

具体的な事業としてはあまり言いづらいかもしれませんが、何かこの際ですので保育の質の向上についての先生方の研修制度とか何か、今聞いておられて気がつかれた担当課の方がいらっしゃったら発言いただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

（保育幼稚園課長 水野）

発達につながるような保育士の研修や、あとは保育士会さんでも大変研修されていたりとか、公立園でも各施設の見学に出向いたりして保育の力とか環境整備について現場サイドでもやっております。

（会長 柴田委員）

ありがとうございました。

たまたまですけど、私ここの湖西市の委員をやらせていただいている他にも牧之原のこの会議の委員もやらせていただいているんですけど、残念ながら３年ちょっと前にバスの置き去り事件が

起こってしまいまして、牧之原市はかなり神経質になって保育の質の向上をどうするかということを考えておられるようでした。

本当にちょっとした気が抜けると同じ事件が起こってしまうのは、本当に辛いなと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に全体で何かご意見とかご質問、改めてありましたらどうぞ。

（大田委員）

先ほどの保育士さんの件もそうだと思うんですけど、私たちは放課後児童クラブをやらせていただいているんですけども、放課後児童クラブに関わってもらえる支援員とかも、やはり少なくなっています。私たちのクラブも高齢の方が多くて、もっと若い方に来ていただけるといいなと思っているんですけども、市の方でそういった方に来ていただけるように、というか、高齢の人がダメというわけではなくて、やはりこどもたちに対する接し方であるとか、こどもたちに関わっていく中で考え方が違ったりとかということもあると思いますので、そういった面でも若い方に来ていただけるような対策があるといいなと思っています。

それからこどもを守る防犯体制の強化というところで防犯カメラの設置ということが書かれてあるんですけども、学校でも防犯カメラがあまり設置されていない状況で、やはり私たちのところで「いじめ」を起こしたときに防犯カメラをつけてもらえないか、という保護者の方からの要望がありました。

難しいことではあると思いますし、その辺も考えていただけるのかどうかということも少しお聞きできればなと思います

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございます。

具体的な設置等の補助とかいう話になるかと思いますが、何か市のほうで考えとか、計画、いきなりが無理かもしれないけど、方針があればお聞かせいただきたいと思います。

（教育総務課長 藤井）

それでは教育総務課から回答したいと思います。

先ほど言われた支援員さんの高齢化のところですね。

これはやっぱり支援員さんなんかはまだ例えば扶養を超えて働いてる方とかいらっちゃって、まだいいかなとは思うんですけど、例えば育成会などの地元の親御さんたちで運営されてるようなところで、やっぱり国でいうと103万円、130万円の壁があって最低賃金が上がって、上がっているんだけど働ける時間が短いと、やはりその辺問題がやはりちょっと大きいなと。ただこれに関してはちょっと国が設定するものですので、市としてはどうしようもないというジレンマを今感じるところでございます。

それから先ほどの防犯カメラにつきましては、今、特に小中学校はやはり防犯上、これはやはりこどもの安全を守るためについていないところもあるんですね。これも議会でも質問いただいているんですけども、そこは順次つけるような形で進めておりますし、また放課後児童クラブについても、いじめの問題とか、最近でも結構集団でいじめたとか、保育園もそうなんですけれど

も、あるものですから、この辺については、また今後協議しながら進めていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

（会長 柴田委員）

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか、よろしいでしょうかね。

話題提供的なことになっちゃうんですけど、私がいる大学の学部のほうが保育士養成課程にあります。

それから専門学校にも少し関わっているんですけども、現実的に保育士、幼稚園教育を希望する学生の数そのものがやっぱり減ってきてます。少子化の影響で子どもの数が減るほどだけ減ってきてるのか、保育士等の人気がなくて減ってきてるのか、そこは判然としませんが、減ってきてます。

さっき、保育の質の話が出たんですけど、残念ながら学生の質も問われる時代になってきて、この子たちが保育士として出てっていいのだろうかみたいな者も中にはおります。

一資料として、私今大学に通って16年目ぐらいになりますけど、最初の頃、学生の中で精神的な不調で精神科クリニックに通っている子ってほぼ見かけなかったんですけども、10年ぐらい前からちらほら出始めまして、今各学年に1人ぐらいずつ精神科クリニックに通うような不安定な方が入るようになりました。

その人たちを保育現場にどうやって出していくかって、どういう保育の人材として育てるかって本当に我々の課題なんですけど、少子化全体の影響はそういうところにもあるなと思っております。ただ、根本的な問題は皆さまも感じておられると思いますけど、保育士の給料が平均給料から昔は10万円安いと言われていました。

今でこそ少子化と言われますけど、それでも全員働いている人の給料の6万円ぐらいで平均して安いと言われていて、そこが上がらないとなかなか一般の仕事に流れてしまったりすることになるかなと思っていて、国の考え方がそこに反映されなきゃいけないんですけども、今後そういうことを少し考えていただける今度の総理大臣にならないかなと思ってますけども、なかなか言ってもいけないと思いますけども、そういう要望もちゃんと国に届くように伝えていくという役割もあるかな、とちょっと思っております。

では他よろしいですかね

ではいろいろご報告をいただきました。

記事の進行はここまでといたしまして、事務局にお返しいたします。

（こども政策課長 長田）

はい、委員の皆さまありがとうございました。

先にご承認いただきました実績ですとか、皆さまからいろいろいただいたご意見を参考にしながら、こども計画及び、子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業を進めたいと思っておりますので、皆さまには引き続きご協力をお願いしたいと思います。

最後に事務連絡の方を事務局から説明させていただきます。

（事務局 鈴木）

事務連絡させていただきます。

2点ほどあります。

1点目は次回の会議についてでございます。

年明け、年度内の開催を予定しておりますので、事務局の方でまた候補日を絞ってですね、その候補日の中で、委員の皆様のご都合を聞きながら調整させていただきたいと思っております。その際はご協力をお願いいたします。

確定ではありませんが、現時点で予定している会議の内容といたしましては、先ほどのお話の中の人口推計とこどもの数の関係で事業の見直し等が起こること、その辺の精査も行いますので、入所待ち児童解消のための事業の見直し、それから定員の関係、こども誰でも通園に関する手続き上のお話などが出てくると思います。

また認可とか確認という手続きが必要になった場合に、タイミングとしてですね書面会議も想定される場合がありますので、その辺もご了承いただきたいと思います。

それが1点です。

2点目は委員報酬の支払いについてでございます。

本日の委員報酬につきましては登録いただきました口座に振り込みさせていただく予定でございます。

委員報酬について個別の対応をご希望される方、それから新たにこちらからお願いしてあります報酬の支払いに関する書類を出していただける方はこの後、事務局の方に申し出いただければ、と思います

以上の2点です。

ありがとうございます。

（こども政策課長 長田）

事務連絡については以上です。事務連絡につきましてご質問とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の会議は終了となります。

そのほか、全体を通して何かご質問等ございますでしょうか。

<ありません>

（こども政策課長 長田）

ありがとうございます。

では、以上をもちまして令和7年度、第1回湖西市子ども・子育て会議を開会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

15：30 了